

府税の しおり

2025年度版

～日本語版～



もくじ

税目

個人府民税	1
法人府民税	5
利子等に係る府民税 府民税利子割	7
特定配当等に係る府民税 府民税配当割	8
特定株式等譲渡所得金額に係る府民税 府民税株式等譲渡所得割	8
法人事業税	9
個人事業税	12
地方消費税	15
不動産取得税	16
たばこ税	17
ゴルフ場利用税	17
軽油引取税	18
自動車税(環境性能割)	19
自動車税(種別割)	20
鉾区税	22
狩猟税	22
府が課する固定資産税	23
宿泊税	23

その他

府税を納めるには	24
延滞金	27
滞納処分	27
減免・猶予	28
審査請求	28
納税証明書の交付	29

■ 納める人

所得金額にかかわらず一定の税額で課税される「均等割」と前年の所得金額に応じて課税される「所得割」があり、毎年1月1日の現況によって次の人が納めます。

納める人	納める税額
府内に住所がある個人	均等割額 所得割額
府内に事務所、事業所又は家屋敷がある個人で、それらが所在する市町村内に住所がない人	均等割額

ただし、次の人は非課税となります。

均等割及び所得割が非課税となる人	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人(退職所得等の分離課税に係る所得割を除きます。)
均等割が非課税となる人	・前年の合計所得金額が各市町村の条例で定める金額以下の人 (非課税となる金額は、市町村によって異なります。)
所得割が非課税となる人	・前年の総所得金額等の合計が[35万円×(本人、同一生計配偶者、扶養親族の合計人数)+32万円+10万円]で求められる金額以下の人 ただし、同一生計配偶者及び扶養親族がいない人は、前年の合計所得金額が35万円+10万円以下の人

■ 納める額

● 均 等 割:年額1,300円

※ 均等割の税率の引上げについて

大阪府では森林部における治山ダム整備等及び都市緑化を活用した猛暑対策を実施するため、令和9年度まで均等割の税率に300円を加算しています。

● 所 得 割:個人府民税は前年の所得金額をもとに計算されます。

$$\underbrace{(\text{前年の所得金額} - \text{所得控除額})}_{\text{課税所得金額}} \times \text{税率} - \text{調整控除額} - \text{税額控除額} = \text{所得割額}$$

● 税 率:4%(大阪市・堺市に住所を有する場合は2%)

※大阪市・堺市に住所を有する場合の税率について

府費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲により、大阪市・堺市に住所を有する場合の所得割の税率が個人府民税は2%、個人市民税は8%となっています。(退職所得の分離課税を除きます。)

● 税額控除額

控除の種類	控 除 額
配当控除	株式の配当等の配当所得がある場合、その金額に一定の率を乗じた金額が控除されます。
外国税額控除	外国において生じた所得で、その国の所得税や住民税に相当する税金を課税された場合、一定の方法により計算された金額が控除されます。
住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)	[所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額]と[所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に5%を乗じて得た額(最高97,500円(注1))]のいずれか少ない金額(=住民税住宅ローン控除額)のうち、府民税は5分の2(注2)が控除され、市町村民税は5分の3(注2)が控除されます。 (注1)平成26年4月から令和3年12月までの入居者のうち、消費税等の税率が8%又は10%で購入された方は、所得税の課税総所得金額等の額に7%を乗じて得た額(最高136,500円) (注2)大阪市・堺市に住所を有する場合の控除率は、府民税が5分の1、市民税が5分の4です。 ○対象者 ・平成21年から令和7年12月までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けた方
寄附金税額控除	次の(1)と(2)の合計額が控除されます。 (1)基本控除額(注1) 府民税は、(府民税控除対象寄附金の合計額(注1)-2,000円)×4%(注2) 市町村民税は、(市町村民税控除対象寄附金の合計額(注1)-2,000円)×6%(注2) (注1)控除対象寄附金の合計額の限度額は、総所得金額等の30%です。 (注2)大阪市・堺市に住所を有する場合の控除率は、府民税が2%、市民税が8%です。 (2)特例控除額(注3) 府民税は、(総務大臣の指定を受けた都道府県・市区町村に対する寄附金-2,000円)×(90%-所得税の限界税率×1.021(注4))×5分の2(注5) 市町村民税は、(総務大臣の指定を受けた都道府県・市区町村に対する寄附金-2,000円)×(90%-所得税の限界税率×1.021(注4))×5分の3(注5) (注3)都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)にのみ適用され、府民税・市町村民税の所得割額の20%が上限となります。 (注4)平成26年度から令和20年度まで、復興特別所得税に相当する率を減ずる調整が行われます。 (注5)大阪市・堺市に住所を有する場合の控除率は、府民税が5分の1、市民税が5分の4です。

● 調整控除額

合計課税所得金額	控 除 額
200万円以下	「人的控除額の差額の合計額(注1)」と「合計課税所得金額(注2)」のいずれか少ない金額の2% (大阪市・堺市に住所を有する場合は1%)
200万円超	{人的控除額の差額の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)}の2%(大阪市・堺市に住所を有する場合は1%) ただし、この額が1,000円未満の場合は1,000円(大阪市・堺市に住所を有する場合は500円)

(注1)「人的控除額の差額の合計額」とは、所得税の人的控除額(配偶者控除や扶養控除等、人に着目した控除)と、住民税の人的控除額との差額の合計額のことです。

(注2)合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額のことです。

● 所得控除額

控除の種類		府民税・市町村民税(令和7年度分＝令和6年分所得)		備考																								
①雑損控除		次のイとロのいずれか多い方 イ ㊦の金額－(総所得金額等×1/10) ロ ㊦の金額のうち災害関連支出の金額－5万円 ㊦＝(損失額)－(保険金等により補てんされる額)																										
②医療費控除		{(支払った医療費の額)－(保険金等により補てんされる額)}－ (総所得金額等×5%又は10万円のいずれか少ない方)＝控除額 (限度額200万円)		「保険金等により補てんされる額」には、健康保険・共済組合等からの給付金や自賠責保険・損害保険・生命保険契約に基づき補てんされる金額等があります。																								
セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)		{一定のスイッチOTC医薬品の購入に支払った額 (保険金等で補てんされる額を除きます。)}－12,000円 ＝控除額 (限度額88,000円)		本特例の適用を受ける場合は、医療費控除の適用を受けることができません。																								
③社会保険料控除		支払った社会保険料の金額																										
④小規模企業共済等掛金控除		支払掛金の金額																										
⑤生命保険料控除		次の区分に応じて計算した控除額の合計額(合計限度額70,000円) $\left[\begin{array}{l} \text{一般生命保険料分} \\ (\text{A 旧契約分} + \text{B 新契約分}) \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{C 介護医療保険分} \end{array} \right] +$ $\left[\begin{array}{l} \text{個人年金保険料分} \\ (\text{D 旧契約分} + \text{E 新契約分}) \end{array} \right]$ <table><thead><tr><th colspan="2">区分</th><th>支払保険料額</th><th>控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">旧契約</td><td rowspan="4">A 一般生命保険 D 個人年金保険</td><td>15,000円以下</td><td>支払額の全額</td></tr><tr><td>15,001円～40,000円</td><td>支払額×1/2＋7,500円</td></tr><tr><td>40,001円～70,000円</td><td>支払額×1/4＋17,500円</td></tr><tr><td>70,001円以上</td><td>35,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">新契約</td><td rowspan="4">B 一般生命保険 C 介護医療保険 E 個人年金保険</td><td>12,000円以下</td><td>支払額の全額</td></tr><tr><td>12,001円～32,000円</td><td>支払額×1/2＋6,000円</td></tr><tr><td>32,001円～56,000円</td><td>支払額×1/4＋14,000円</td></tr><tr><td>56,001円以上</td><td>28,000円</td></tr></tbody></table>		区分		支払保険料額	控除額	旧契約	A 一般生命保険 D 個人年金保険	15,000円以下	支払額の全額	15,001円～40,000円	支払額×1/2＋7,500円	40,001円～70,000円	支払額×1/4＋17,500円	70,001円以上	35,000円	新契約	B 一般生命保険 C 介護医療保険 E 個人年金保険	12,000円以下	支払額の全額	12,001円～32,000円	支払額×1/2＋6,000円	32,001円～56,000円	支払額×1/4＋14,000円	56,001円以上	28,000円	支払保険料額＝保険料の金額－剰余金等 旧契約:平成23年12月31日以前の契約 新契約:平成24年1月1日以後の契約 ・同じ契約内容に旧契約・新契約の両方の保険料がある場合は、左記の計算式に基づき旧契約・新契約ごとに控除額を計算して、合計します。その場合の限度額は28,000円です。
区分		支払保険料額	控除額																									
旧契約	A 一般生命保険 D 個人年金保険	15,000円以下	支払額の全額																									
		15,001円～40,000円	支払額×1/2＋7,500円																									
		40,001円～70,000円	支払額×1/4＋17,500円																									
		70,001円以上	35,000円																									
新契約	B 一般生命保険 C 介護医療保険 E 個人年金保険	12,000円以下	支払額の全額																									
		12,001円～32,000円	支払額×1/2＋6,000円																									
		32,001円～56,000円	支払額×1/4＋14,000円																									
		56,001円以上	28,000円																									
⑥地震保険料控除		次の区分に応じて計算した控除額の合計額(合計限度額 25,000円) [A 地震保険契約分] + [B 長期損害保険契約等分] <table><thead><tr><th>区分</th><th>支払保険料額</th><th>控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">A 地震保険</td><td>50,000円以下</td><td>支払額×1/2</td></tr><tr><td>50,001円以上</td><td>25,000円</td></tr><tr><td rowspan="3">B 長期損害保険</td><td>5,000円以下</td><td>支払額の全額</td></tr><tr><td>5,001円～15,000円</td><td>支払額×1/2＋2,500円</td></tr><tr><td>15,001円以上</td><td>10,000円</td></tr></tbody></table>		区分	支払保険料額	控除額	A 地震保険	50,000円以下	支払額×1/2	50,001円以上	25,000円	B 長期損害保険	5,000円以下	支払額の全額	5,001円～15,000円	支払額×1/2＋2,500円	15,001円以上	10,000円	・長期損害保険については、平成18年12月31日以前に締結した、満期返戻金のある10年以上の契約に係るものについて適用します。 ・一つの損害保険契約等が、地震保険契約と長期損害保険契約の両方の契約区分に該当する場合には、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、控除額を計算します。									
区分	支払保険料額	控除額																										
A 地震保険	50,000円以下	支払額×1/2																										
	50,001円以上	25,000円																										
B 長期損害保険	5,000円以下	支払額の全額																										
	5,001円～15,000円	支払額×1/2＋2,500円																										
	15,001円以上	10,000円																										
⑦障がい者控除		1人につき 260,000円 (特別障がい者は300,000円、特別障がい者が同居の扶養親族である場合は530,000円)		・本人、同一生計配偶者又は扶養親族が障がい者である場合に適用されます。 ・扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族についても適用されます。																								

控除の種類	府民税・市町村民税(令和7年度分＝令和6年分所得)	備 考																																											
⑧寡婦控除	260,000円	ひとり親に該当せず、次のいずれかの要件に該当する場合 ①夫と離婚し再婚していない方で、扶養親族(注)があり、合計所得金額が500万円以下の場合。 (注)総所得金額が48万円以下で、他の者の同一生計配偶者又は扶養親族でない方 ②夫と死別し再婚していない(又は夫の生死が明らかでない)方で、合計所得金額が500万円以下の場合。																																											
⑨ひとり親控除	300,000円	現に婚姻をしていない方で、生計を一にする子(注)があり、合計所得金額が500万円以下の場合。 (注)総所得金額が48万円以下で、他の者の扶養親族でない子																																											
⑩勤労学生控除	260,000円	合計所得金額が75万円以下で、かつ、自己の勤労によらない所得金額が10万円以下の学生にのみ適用されます。																																											
⑪配偶者控除	<table><tr><td colspan="4">納税者本人の合計所得金額に応じた控除額</td></tr><tr><td></td><td colspan="3">納税者本人の合計所得金額</td></tr><tr><td></td><td>900万円以下</td><td>900万円超 950万円以下</td><td>950万円超 1,000万円以下</td></tr><tr><td>一般</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>老人(※)</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr></table> (※)年齢70歳以上の方	納税者本人の合計所得金額に応じた控除額					納税者本人の合計所得金額				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	一般	33万円	22万円	11万円	老人(※)	38万円	26万円	13万円	控除対象配偶者のある人に適用されます。																							
納税者本人の合計所得金額に応じた控除額																																													
	納税者本人の合計所得金額																																												
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																										
一般	33万円	22万円	11万円																																										
老人(※)	38万円	26万円	13万円																																										
⑫配偶者特別控除	<table><tr><td colspan="4">配偶者の合計所得金額に応じた控除額</td></tr><tr><td rowspan="2">配偶者の合計所得金額</td><td colspan="3">納税者本人の合計所得金額</td></tr><tr><td>900万円以下</td><td>900万円超 950万円以下</td><td>950万円超 1,000万円以下</td></tr><tr><td>480,001円～ 1,000,000円</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>1,000,001円～ 1,050,000円</td><td>31万円</td><td>21万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>1,050,001円～ 1,100,000円</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td></tr><tr><td>1,100,001円～ 1,150,000円</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td></tr><tr><td>1,150,001円～ 1,200,000円</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td></tr><tr><td>1,200,001円～ 1,250,000円</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td></tr><tr><td>1,250,001円～ 1,300,000円</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr><tr><td>1,300,001円～ 1,330,000円</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr></table>	配偶者の合計所得金額に応じた控除額				配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	480,001円～ 1,000,000円	33万円	22万円	11万円	1,000,001円～ 1,050,000円	31万円	21万円	11万円	1,050,001円～ 1,100,000円	26万円	18万円	9万円	1,100,001円～ 1,150,000円	21万円	14万円	7万円	1,150,001円～ 1,200,000円	16万円	11万円	6万円	1,200,001円～ 1,250,000円	11万円	8万円	4万円	1,250,001円～ 1,300,000円	6万円	4万円	2万円	1,300,001円～ 1,330,000円	3万円	2万円	1万円	本人の合計所得金額が1,000万円以下である場合に限られます。また、生計を一にする配偶者のうち、次に掲げる者は除かれます。 ①他の納税者の扶養親族とされる配偶者 ②青色事業専従者に該当する配偶者で専従者給与の支払を受ける者又は白色事業専従者に該当する配偶者 ③配偶者自身がこの控除を受ける場合におけるその配偶者
配偶者の合計所得金額に応じた控除額																																													
配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額																																												
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																										
480,001円～ 1,000,000円	33万円	22万円	11万円																																										
1,000,001円～ 1,050,000円	31万円	21万円	11万円																																										
1,050,001円～ 1,100,000円	26万円	18万円	9万円																																										
1,100,001円～ 1,150,000円	21万円	14万円	7万円																																										
1,150,001円～ 1,200,000円	16万円	11万円	6万円																																										
1,200,001円～ 1,250,000円	11万円	8万円	4万円																																										
1,250,001円～ 1,300,000円	6万円	4万円	2万円																																										
1,300,001円～ 1,330,000円	3万円	2万円	1万円																																										
⑬扶養控除	<table><tr><td colspan="3">次の区分に応じた控除額</td></tr><tr><td>区分</td><td>控除額</td><td>該当者</td></tr><tr><td>一般</td><td>33万円</td><td>16歳以上で下記以外の人</td></tr><tr><td>特定</td><td>45万円</td><td>19歳以上23歳未満の人</td></tr><tr><td>老人</td><td>38万円</td><td>70歳以上の人</td></tr><tr><td>同居老親等</td><td>45万円</td><td>老人扶養親族のうち、本人又はその配偶者と同居している(祖)父母等</td></tr></table>	次の区分に応じた控除額			区分	控除額	該当者	一般	33万円	16歳以上で下記以外の人	特定	45万円	19歳以上23歳未満の人	老人	38万円	70歳以上の人	同居老親等	45万円	老人扶養親族のうち、本人又はその配偶者と同居している(祖)父母等	・扶養親族のある人に適用されます。 ・16歳未満の扶養親族については、扶養控除の適用はありません。																									
次の区分に応じた控除額																																													
区分	控除額	該当者																																											
一般	33万円	16歳以上で下記以外の人																																											
特定	45万円	19歳以上23歳未満の人																																											
老人	38万円	70歳以上の人																																											
同居老親等	45万円	老人扶養親族のうち、本人又はその配偶者と同居している(祖)父母等																																											
⑭基礎控除	<table><tr><td>合計所得金額</td><td>控除額</td></tr><tr><td>2,400万円以下</td><td>43万円</td></tr><tr><td>2,400万円超2,450万円以下</td><td>29万円</td></tr><tr><td>2,450万円超2,500万円以下</td><td>15万円</td></tr><tr><td>2,500万円超</td><td>0円</td></tr></table>	合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超2,450万円以下	29万円	2,450万円超2,500万円以下	15万円	2,500万円超	0円																																		
合計所得金額	控除額																																												
2,400万円以下	43万円																																												
2,400万円超2,450万円以下	29万円																																												
2,450万円超2,500万円以下	15万円																																												
2,500万円超	0円																																												

※ 次に掲げる人は、控除対象配偶者及び扶養親族から除かれます。

1 合計所得金額が48万円を超える人

2 青色事業専従者に該当する者で専従者給与の支払を受ける人又は白色事業専従者に該当する人

■ 納める方法

● 申 告

府内市町村内に住所を有する人は、原則として、3月15日までに住所地の市町村に申告書(市町村民税と同一用紙)を提出しなければなりません。

所得税の確定申告をした人や給与所得のみの人は、申告書を提出する必要はありません。

● 納 税

市町村から送付される納税通知書(納付書)により、年4回(通常は、6月、8月、10月及び1月)(注)に分けて市町村民税と合わせて納めます。

ただし、給与所得者は、6月から翌年5月までの毎月の給与から特別徴収されます。

(注) 各市町村の条例により異なる納期を定めている場合があります。

※個人住民税の特別徴収について

個人住民税(個人道府県民税と個人市町村民税を併せた地方税のことです。)の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同じように、毎月の給与を支払う際に、従業員の個人住民税を差し引いて、納税義務者である従業員に代わって、従業員の居住する市町村に納入していただく制度です。

事業主(給与支払者)は、原則として、法人・個人を問わず、特別徴収義務者として全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく義務があります(地方税法第321条の4)。

■ 納める人

均等割と法人税割とがあり、次の法人が納めます。

納税義務者	納める税額
府内に事務所又は事業所を有する法人 公益法人等(商工会議所等)又は人格のない社団等(青年団、PTA、県人会等)で収益事業を営むもの	均 等 割 額 法 人 税 割 額
府内に事務所又は事業所を有する公益法人等で収益事業を営まないもの	均 等 割 額
府内に事務所又は事業所を有する公共法人(日本放送協会、日本下水道事業団等)	
府内に寮等がある法人で府内に事務所又は事業所を有しないもの	

■ 納める額

● 均 等 割

資本金等の額に応じて、5段階の税率が定められています。

法人の資本金等の額の区分	税率
1,000万円以下である法人等(注)	2万円
1,000万円を超え1億円以下の法人	7.5万円
1億円を超え10億円以下の法人	26万円
10億円を超え50億円以下の法人	108万円
50億円を超える法人	160万円

(注) ①公共法人・公益法人等(地方税法第25条第1項の規定により均等割を課することができない法人を除きます。)②人格のない社団等(地方税法第24条第6項の規定の適用がある場合に限りです。)③一般社団法人・一般財団法人④資本金の額又は出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除きます。)を含みます。

※1「資本金等の額」とは、「法人税法第2条第16号に規定する額から無償増減資等の額を加減算した額」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い金額をいいます。

なお、保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として地方税法施行令第6条の24の規定により算定した金額をいいます。

※2「資本金等の額」は、事業年度終了の日(ただし、中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日)現在の額で判定します。

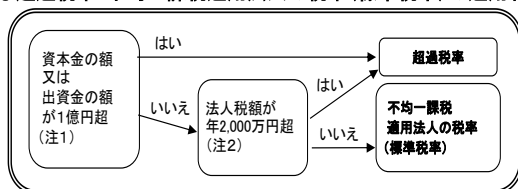
法人府民税(均等割)の超過課税について

2025年からの数年間は、万博の成功とそのレガシーを活かしたさらなる成長を確実なものにするために非常に重要と考えています。引き続き多額の収支不足が見込まれている状況でも、大阪の成長を支える中小企業への支援に加え、新たな成長戦略に基づき、さらなる成長を支える企業への支援施策に投資していけるよう、令和10年3月31日までに開始する事業年度について、法人府民税(均等割)に超過課税を実施しています。

● 法 人 税 割

$$\text{法人税額} \times \text{税率} = \text{法人税割額}$$

○超過税率・不均一課税適用法人の税率(標準税率)の適用判定



税率(%)			
令和元年10月1日以後に開始する事業年度		平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度	
超過税率	不均一課税適用法人の税率(標準税率)	超過税率	不均一課税適用法人の税率(標準税率)
2	1	4.2	3.2

(注1) 資本金の額又は出資金の額が1億円超であるかどうかは、事業年度終了の日(中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日)現在の額で判定します。なお、保険業法に規定する相互会社は、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人として判定します。

(注2) 法人税額が年2,000万円超であるかどうかは、課税標準となる法人税額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人については分割前の法人税額)(申告書第6号様式又は第6号様式(その2)の「⑤欄」に記載すべき額)によって判定します。なお、事業年度が1年に満たない場合は、課税標準となる法人税額が算式[2,000万円×事業年度の月数÷12月]により算出した額を超えるかどうかで判定します。この場合の事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。

■ 納める方法

次の期限までに府税事務所に申告し、納めます。

申告の種類	申告と納税の期限
1 中間申告（事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告の義務がある法人） 予定申告 前事業年度分として納付した税額及び 納付すべきことが確定した税額 $\frac{\text{前事業年度の月数}}{\text{前事業年度の月数}} \times 6$ 仮決算に基づく中間申告(注) 事業年度開始の日から6か月の期間を一事業年度とみなして計算した場合の申告	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
2 確定申告	事業年度終了の日から2か月以内
3 府民税均等割申告 公共法人・公益法人等で収益事業を営まない場合の申告	4月30日

(注) 協同組合等を通算親法人とする通算子法人及び法人課税信託である場合は、仮決算に基づく中間申告はできません。仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができます。

- 通算子法人で予定・中間申告を行う場合、予定申告税額の算定では、通算子法人の事業年度開始の日から、その日の属する通算親法人の事業年度開始の日以後6か月を経過した日の前日までの月数を「6」に代えて乗じます。申告期限は通算子法人の事業年度開始の日の属する通算親法人の事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内となります。
- 2以上の都道府県に事務所等を有する場合は、従業者の数によって、都道府県ごとに法人税額を按分して計算した税額を申告して納めます。
- 法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分が行われた場合は、都道府県知事にその旨を届け出ることにより、法人税と同じ期間、申告書の提出期限が延長されます。ただし、この延長された期間については延滞金を納めなければなりません。
- 大法人が行う法人府民税の申告は、電子情報処理組織を使用する方法(eLTAX)により提出しなければなりません。

◆対象となる大法人

① 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ② 相互会社、投資法人、特定目的会社

◆対象となる申告書等は、確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算に基づく中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている全ての書類です。

◆電子申告により申告書が提出されない場合には、不申告として取扱うこととなりますのでご注意ください(障害等によりeLTAXの利用が困難な場合等を除きます。)

法人府民税(法人税割)・法人事業税の超過課税について

大阪府では、道路網や公共交通など企業の経済活動を支えする都市基盤整備の財政需要に対応していく必要があるため、一定の法人の税負担に配慮した上で、令和8年10月31日までに終了する事業年度分の法人府民税(法人税割)及び法人事業税について超過課税を実施しています。

■ 納める人

利子等の支払を受ける人(個人)が府内にある金融機関等の営業所等を通じて納めます。

(注)平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等については、法人は対象外となりました。

■ 納める額

支払を受けるべき利子等の額(課税標準額)× 税率 = 税額

● 支払を受けるべき利子等

①銀行や信用金庫等の預貯金等の利子

②特定公社債(注)以外の公社債の利子

③金融類似商品(定期積金、抵当証券、一時払養老(損害)保険等)の利息、差益等

※ 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定公社債等の利子等については、府民税利子割の課税対象から除外され、府民税配当割の課税対象となりました。

(注)「特定公社債等」とは、「特定公社債」(国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)等の一定の公社債)、「公募公社債投資信託の受益権」、「証券投資信託以外の公募投資信託の受益権」及び「特定目的信託(その社債的受益権の募集が公募により行われたものに限り)の社債的受益権」をいいます。

次の利子等は非課税となります。

- ・障がい者、遺族年金等を受ける寡婦等の非課税制度に係る利子等(少額預金非課税制度、少額公債非課税制度の元本それぞれ350万円以下)
- ・勤労者財産形成貯蓄の非課税制度に係る利子等(財産形成住宅貯蓄、財産形成年金貯蓄の元本合計550万円以下)
- ・非居住者が支払いを受ける利子等
- ・その他所得税において非課税とされる利子等

● 税率:5% ※ 別に所得税及び復興特別所得税が15.315%の税率でかかります。

■ 納める方法

利子等の支払又はその取扱いをする金融機関等(特別徴収義務者)が、利子等の支払の際に、その額から利子等に係る府民税(府民税利子割)を徴収し、その翌月10日までに府へ納めます。

■ 納める人

特定配当等の支払を受ける人(個人)が、特定配当等の支払を行う上場法人等を通じて納めます。

■ 納める額

支払を受けるべき特定配当等の額(課税標準額) × 税率 = 税額

● 支払を受けるべき特定配当等

- ①上場株式等の配当等
- ②投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配
- ③特定投資法人の投資口の配当等
- ④特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの
- ⑤特定公社債の利子
- ⑥特定口座外の割引債の償還金

※ 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定公社債等の利子等については、府民税利子割の課税対象から除外され、府民税配当割の課税対象となりました。また、割引債の償還金(特定口座において支払われるものを除きます。)については、その割引債の償還の際、その償還金に係る差益金額に対して府民税配当割が課税されることとなりました。

● 税率:5% ※ 別に所得税及び復興特別所得税が15.315%の税率でかかります。

■ 納める方法

特定配当等の支払をする上場法人等(特別徴収義務者)が、特定配当等の支払の際に、その額から特定配当等に係る府民税(府民税配当割)を徴収し、その翌月10日までに府へ納めます。

ただし、源泉徴収選択口座内配当等については、源泉徴収選択口座が開設されている証券会社等(特別徴収義務者)が特定配当等の支払の際に、その額から特定配当等に係る府民税(府民税配当割)を徴収し、1年分をまとめてその翌年の1月10日までに府へ納めます。

■ 納める人

特定株式等譲渡所得金額の支払を受ける人(個人)が、特定株式等譲渡所得金額の支払を行う会社等の本社を通じて納めます。

■ 納める額

支払を受けるべき特定株式等譲渡所得金額(課税標準額) × 税率 = 税額

● 支払を受けるべき特定株式等譲渡所得金額

- ①源泉徴収選択口座内保管上場株式等の譲渡の対価
- ②源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益

● 税率:5% ※ 別に所得税及び復興特別所得税が15.315%の税率でかかります。

■ 納める方法

特定株式等譲渡所得金額の支払をする会社等(特別徴収義務者)が、特定株式等譲渡所得金額の支払の際に、その額から特定株式等譲渡所得金額に係る府民税(府民税株式等譲渡所得割)を徴収し、1年分をまとめてその翌年の1月10日までに府へ納めます。

■ 納める人

府内に事務所又は事業所を設けて、事業を営む法人が納めます。

ただし、公益法人等(商工会議所等)又は人格のない社団等(青年団、PTA、県人会等)は、収益事業を営む場合に限り納めます。

■ 納める額

法人の種類により、次のとおり算定した税額を納めます。算定方式の異なる事業を併せて行っている法人は、事業部門ごとにそれぞれ課税標準額及び税額を算定し、その税額の合算額を納めます。

① 所得金額課税法人(地方税法第72条の2第1項第1号ロ)

②～⑥以外の法人

$$\text{所得(注1)} \times \text{税率} = \text{税額}$$

② 外形標準課税適用法人(同項第1号イ)

各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人(みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人及び一般財団法人を除きます。)で、③、⑤、⑥以外の法人(注2)

$$(\text{付加価値額(注3)} \times \text{税率}) + (\text{資本金等の額(注4)} \times \text{税率}) + (\text{所得} \times \text{税率}) = \text{税額}$$

③ 電気供給業(④及び⑤を除く)、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人(同項第2号)

$$\text{収入金額(注5)} \times \text{税率} = \text{税額}$$

④ 小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業(注6)を行う法人(⑤以外の法人)(同項第3号ロ)

$$(\text{収入金額} \times \text{税率}) + (\text{所得} \times \text{税率}) = \text{税額}$$

⑤ 小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う外形標準課税適用法人(同項第3号イ)

$$(\text{収入金額} \times \text{税率}) + (\text{付加価値額} \times \text{税率}) + (\text{資本金等の額} \times \text{税率}) = \text{税額}$$

⑥ 特定ガス供給業(注7)を行う法人(同項第4号)

$$(\text{収入金額} \times \text{税率}) + (\text{付加価値額} \times \text{税率}) + (\text{資本金等の額} \times \text{税率}) = \text{税額}$$

(注1) 原則として、各事業年度の法人税の課税標準となる所得をいいます。なお、医療法人(公益法人等及び人格のない社団等で医療保険業を行うものを含みます。)又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会の社会保険診療に係る所得については課税されません。

(注2) 令和7年4月1日以後に開始する事業年度から、外形標準課税適用法人の範囲が拡大されます。

(注3) 各事業年度の報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料及び単年度損益の合計です。

(注4) 各事業年度末日における「法人税法第2条第16号に規定する額から、無償増減資等の額を加減算した額」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資額」のいずれか高い金額です。

(注5) 各事業の収入金額です。例えば電気供給業の場合は、各事業年度において電気供給業について収入すべき金額の総額から、国又は地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却による収入金額等を控除した金額となります。

(注6) 小売電気事業等・発電事業等は令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、特定卸供給事業は令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

(注7) 令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。ガス供給業のうち、導管ガス供給業(一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業をいいます。)以外の事業であって一定の要件を満たすガス事業者が行うものをいいます。

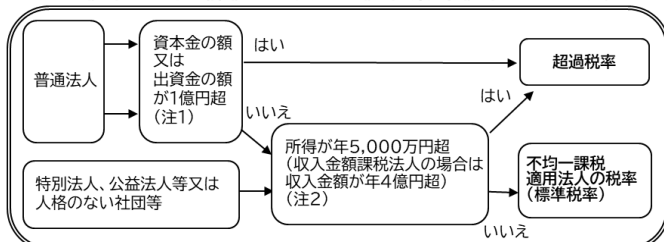
● 税 率
○ 税率表

法人の種類		所得等の区分			税率(%)					
					事業年度開始の日					
					R7.4.1～	R4.4.1～ R7.3.31	R2.4.1～ R4.3.31	R1.10.1～ R2.3.31	H28.4.1～ R1.9.30	
① 所得金額課税法人 (地方税法第72条の2第1項第1号ロ)	①-1 普通法人(注 1)、 公益法人等、 人格のない社団等	所得割	適軽 用減 法税 人率	年400万円以下の所得	超過	3.75			3.65	
					標準	3.5			3.4	
				年400万円を超え 年800万円以下の所得	超過	5.665			5.465	
					標準	5.3			5.1	
				年800万円を超える所得	超過	7.48			7.18	
					標準	7			6.7	
	①-2 特別法人(注 1・2)	所得割	軽減税率不適用法人			超過	7.48			7.18
						標準	7			6.7
			適軽 用減 法税 人率	年400万円以下の所得	超過	3.75			3.65	
					標準	3.5			3.4	
				年400万円を超える所得	超過	5.23			4.93	
					標準	4.9			4.6	
軽減税率不適用法人			超過	5.23			4.93			
			標準	4.9			4.6			
② 外形標準課税適用法人 (同項第1号イ)		所得割	適軽 用減 法税 人率	年400万円以下の所得	超過	— (注3)		0.495	0.395	
					標準	— (注3)		0.4(注4)	0.3(注4)	
				年400万円を超え 年800万円以下の所得	超過	— (注3)		0.835	0.635	
					標準	— (注3)		0.7(注4)	0.5(注4)	
				年800万円を超える所得	超過	— (注3)		1.18	0.88	
					標準	— (注3)		1(注4)	0.7(注4)	
		軽減税率不適用法人			超過	1.18			0.88	
					標準	1(注4)			0.7(注4)	
		付加価値割			超過	1.26				
					標準	1.2	—			
		資 本 割			超過	0.525				
					標準	0.5	—			
③ 電気供給業(④及び⑤を除く)、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人 (同項第2号)		収 入 割		超過	1.065			0.965		
				標準	1			0.9		
④ 小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う法人(⑤以外の法人) (同項第3号ロ)		収 入 割		超過	0.8025			本表の③を参照		
				標準	0.75					
		所 得 割		超過	1.9425			—	—	
				標準	1.85			—	—	
⑤ 小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う外形標準課税適用法人 (同項第3号イ)		収 入 割		超過	0.8025			本表の③を参照		
				標準	0.75(注4)					
		付加価値割		超過	0.3885			—	—	
				標準	0.37	—		—	—	
		資 本 割		超過	0.1575			—	—	
				標準	0.15	—		—	—	
⑥ 特定ガス供給業を行う法人 (同項第4号)		収 入 割		超過	0.519		本表の③を参照			
				標準	0.48(注4)					
		付加価値割		超過	0.8085		—	—	—	
		資 本 割		超過	0.336		—	—	—	

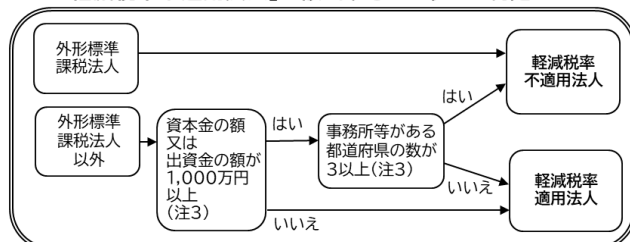
- (注1) 特別法人とは、協同組合、信用金庫、医療法人等地方税法第72条の24の7第7項に規定する法人をいい、普通法人とは、特別法人、公益法人等及び人格のない社団等以外の法人をいいます。
- (注2) 特別法人のうち租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する協同組合等については、上表の税率区分に加えて、所得のうち年10億円を超える金額に係る法人事業税の税率は次のとおり適用されます。
- ・令和元年10月1日以後に開始する事業年度分：6.095%（標準税率5.7%）
 - ・平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度分：5.895%（標準税率5.5%）
- (注3) 令和4年4月1日以後に開始する事業年度から外形標準課税適用法人は軽減税率不適用法人です。
- (注4) 大阪府では法人事業税への適用はありませんが、特別法人事業税又は地方法人特別税の基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算に用います。

○ 税率適用フロー

1. 超過税率・不均一課税適用法人の税率（標準税率）の適用判定



2. 「軽減税率不適用法人」に該当するかどうかの判定



- (注1) 資本金の額又は出資金の額が1億円超であるかどうかは、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。
- (注2) 所得が年5,000万円超又は収入金額が年4億円超であるかどうかは、課税標準となる所得又は収入金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては分割前の所得又は収入金額）（申告書第6号様式の「㊸欄」に記載すべき額若しくは「㊹欄」に記載すべき額又は申告書第6号様式（その2）の「㊸欄」に記載すべき額、「㊹欄」に記載すべき額若しくは「㊺欄」に記載すべき額（当該金額に1,000円未満の金額がある場合は、その端数を切り捨てた金額））によって判定します。なお、事業年度が1年に満たない場合は、課税標準となる所得又は収入金額が算式〔5,000万円（又は4億円）×事業年度の月数÷12月〕により算出した額を超えるかどうかで判定します。この場合の事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。
- (注3) 軽減税率不適用法人に該当するかどうかは、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）の現況により判定します。

■ 納める方法

法人府民税と同じ期限までに府税事務所へ申告し、納めます。

- 2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する場合は、従業員の数等によって、都道府県ごとに所得等を按分して計算した税額を申告して納めます。
- 定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下「定款等」といいます。）の定めにより、決算についての定時総会が招集されない若しくは通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により所得の金額等の計算を了することができないため、その事業年度以後の各事業年度の確定申告書をそれぞれ事業年度終了の日から2か月以内に提出することができない常況にある法人は、都道府県知事に申請書を提出し、承認を受けることにより、①事業年度終了の日から3か月以内（通算法人にあっては4か月以内）、②当該法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、当該定款等に定めがある場合は6か月を超えない範囲内、③やむを得ない理由がある場合には指定する月数以内に申告し、納めることができます。ただし、この延長された期間については延滞金を納めなければなりません。
- 令和2年4月1日以後に開始する事業年度分から、大法人が行う法人事業税の申告は、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX）により提出しなければなりません。
 - ◆対象となる大法人
 - ① 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
 - ② 相互会社、投資法人、特定目的会社
 - ◆対象となる申告書等は、確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算に基づく中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている全ての書類です。
 - ◆電子申告により申告書が提出されない場合には、不申告として取扱うこととなりますのでご注意ください（障害等により、eLTAXの利用が困難な場合等を除きます。）。

■ 納める人

府内に事務所、事業所を設けて、法律で定める第一種事業、第二種事業、第三種事業を営んでいる個人が納めます。

区分	税率	事業の種類			
第一種事業 (37業種)	5%	物 品 販 売 業	保 険 業	金 銭 貸 付 業	物 品 貸 付 業
		不 動 産 貸 付 業	製 造 業	電 気 供 給 業	土 石 採 取 業
		電 気 通 信 事 業 (放 送 事 業 を 含 む。)		運 送 業	運 送 取 扱 業
		船 舶 定 係 場 業	倉 庫 業	駐 車 場 業	請 負 業
		印 刷 業	出 版 業	写 真 業	席 貸 業
		旅 館 業	料 理 店 業	飲 食 店 業	周 旋 業
		代 理 業	仲 立 業	問 屋 業	両 替 業
		公 衆 浴 場 業 (第 三 種 事 業 以 外 の も の)		演 劇 興 行 業	遊 技 場 業
		遊 覧 所 業	商 品 取 引 業	不 動 産 売 買 業	広 告 業
		興 信 所 業	案 内 業	冠 婚 葬 祭 業	

第二種事業 (3業種)	4%	畜 産 業	水 産 業	薪 炭 製 造 業
----------------	----	-------	-------	-----------

第三種事業 (30業種)	5%	医 業	歯 科 医 業	薬 剤 師 業	獣 医 業
		弁 護 士 業	司 法 書 士 業	行 政 書 士 業	公 証 人 業
		弁 理 士 業	税 理 士 業	公 認 会 計 士 業	計 理 士 業
		社 会 保 険 労 務 士 業	コ ン サ ル タ ン ト 業	設 計 監 督 者 業	不 動 産 鑑 定 業
		デ ザ イ ン 業	諸 芸 師 匠 業	理 容 業	美 容 業
		ク リ ー ニ ン グ 業	公 衆 浴 場 業 (銭 湯)	歯 科 衛 生 士 業	歯 科 技 工 士 業
		測 量 士 業	土 地 家 屋 調 査 士 業	海 事 代 理 士 業	印 刷 製 版 業
	3%	あ ん 摩、マ ッ サ ー ジ 又 は 指 圧、は り、き ゅ う、柔 道 整 復 そ の 他 の 医 業 に 類 す る 事 業		装 蹄 師 業	

■ 納める額

$$(\text{事業所得及び不動産所得の金額} + \text{所得税の事業専従者控除額} - \text{個人事業税の事業専従者控除額} + \text{青色申告特別控除額} - \text{損失の繰越等の控除額} - \text{事業主控除額}) \times \text{税率} = \text{税額}$$

● 事業所得及び不動産所得の金額

前年の1月1日から12月31日までの1年間の事業から生じた所得で、原則として、所得税における事業所得及び不動産所得の計算と同じです。

● 個人事業税の事業専従者控除額

事業を行う方と生計を一にする15歳以上の親族で、もっぱらその事業に従事する方について適用があります。

○青色事業専従者控除額

原則として、所得税の事業専従者給与額と同じです。

ただし、所得税で配偶者控除等を選択したために事業専従者給与の必要経費算入を認められない場合において、所得税の確定申告書で「事業税に関する事項」欄に事業に従事している旨の申告があり、事業税において事業専従者の要件に該当するときは、給与額を控除します。

○白色事業専従者控除額

各事業専従者について、次の①と②のいずれか低い金額を控除します。

① 次の事業専従者の区分に応じてそれぞれ次に定める金額

- ア その事業を行う個人の配偶者である事業専従者 86万円
- イ アに掲げる者以外の事業専従者 50万円

② 事業専従者控除前の所得金額 ÷ (事業専従者数 + 1)

● 青色申告特別控除額

所得税の青色申告特別控除は、個人事業税では適用がありません。

● 損失の繰越等の控除額

○欠損金(損失・被災事業用資産の損失)の繰越控除

① 損失の繰越控除

損失の生じた年分について期限内に青色申告されており、以後連続して申告されている場合は、3年間控除できます。

② 被災事業用資産の損失の繰越控除

災害で事業用資産に損失が発生した場合において、期限内に申告されており、以後連続して申告されている場合は、3年間控除できます。

○事業用資産の譲渡損失(繰越)控除

事業用資産を事業の用に供しなくなった日の翌日から1年以内に譲渡して生じた損失がある場合は、期限内に申告されていれば控除できます。また、青色申告されており、以後連続して申告されている場合は、控除しきれなかった損失額を、3年間控除できます。

● 事業主控除額

年間 290万円

ただし、事業を行った期間が1年に満たない場合は、月割額表の通りとなります。

月割額表

(単位:千円)

事業期間	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	12か月
事業主控除額	242	484	725	967	1,209	1,450	1,692	1,934	2,175	2,417	2,659	2,900

※月数は暦に従い計算し、月数の計算で1月に満たない場合は、1月とします。

■ 納める方法

● 申 告

3月15日までに府税事務所に申告書を提出しなければなりません。

ただし、次の人は、申告書を提出する必要がありません。

- ① 所得税の確定申告書又は個人住民税の申告書を提出した人
- ② 収入金額から必要経費を差し引いた金額が290万円(事業主控除額)以下の人

● 納 税

納期は、原則として8月、11月の年2回です。8月に府税事務所から送付する納税通知書により各納期に納めます。税額(年税額)が1万円以下の場合は、8月にその全額を納めます。

※11月に納める納付書は、8月送付時に同封しています。

なお、これと異なる月に納税通知書を送付する場合は、当該納税通知書に定める納期によります。

■ 納める人

消費税と同様、国内で行われる資産の譲渡や役務の提供等の国内取引と、外国貨物の引取りのいずれにも課税されますが、国内取引に課されるものを「譲渡割」、外国貨物の引取りに課されるものを「貨物割」といい、次の人が納めます。

区 分	納める人
譲 渡 割	課税資産の譲渡等を行う個人事業者及び法人
貨 物 割	課税貨物を保税地域から引き取る個人及び法人

地方消費税は、国内における商品の販売やサービスの提供等にかかる間接税で、税金分は価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担します。

■ 納める額

消費税額(課税標準額) × 税率 = 税額

● 税 率

	標準税率	軽減税率
地方消費税率	2.2% (消費税額の78分の22)	1.76% (消費税額の78分の22)
消費税率	7.8%	6.24%
合 計	10%	8%

■ 納める方法

「譲渡割」については住所地又は本店所在地を所轄する税務署に、「貨物割」については所轄の税関に、消費税と合わせて申告し、納めます。この納付された地方消費税については、国から税務署や保税地域の所在する都道府県に払い込まれます。

※地方消費税率の引上げについて

少子高齢化が急速に進展する中で国民の誰もが安心して暮らすことができるよう、国とともに社会保障を担う地方の財源を確保するため、消費税率の引上げに伴って地方消費税率が段階的に引き上げられました。

引上げ分に係る地方消費税収入については、社会保障4経費(注)その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいいます。)に要する経費に充てるとされています。

(注)制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

■ 納める人

不動産(土地や家屋)を売買、交換、贈与、新築、増築、改築等によって取得した場合に、その取得者が納めます。

不動産の取得とは、不動産の所有権を取得した場合をいうもので、登記の有無、有償・無償、取得の理由は問いません。例えば、土地や家屋の所有権移転登記を省略した場合や建築した家屋を登記しない場合にも、課税対象となります。

■ 納める額

$$\text{不動産の価格(課税標準額)} \times \text{税率} = \text{税額}$$

● 不動産の価格

課税標準額となる価格は、購入価格や建築工事費等の価格ではなく、原則として、不動産を取得したときの市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格(注1)です(固定資産税の課税標準額ではありません。)

ただし、宅地や宅地比準土地(注2)の取得が令和9年3月31日までの間に行われた場合については、固定資産課税台帳に登録されている価格の2分の1が課税標準額になります。

(注1) 家屋を新築等により取得した場合は、固定資産課税台帳に登録価格がないため、大阪府が取得時の価格を決定します。取得した翌年に固定資産課税台帳に価格が登録されますが、その価格とは異なります。

また、特別の事情によって登録価格により難しい場合においても大阪府が取得時の価格を決定します。

(注2) 宅地比準土地とは、宅地以外の土地で、取得した時の課税標準となる価格の決定が、当該土地とその状況が類似する宅地の課税標準とされる価格に比準して行われる土地をいいます。

● 税率

4%です(標準税率)。ただし、特例措置により取得した日に応じて、下表の税率が適用されます。

取得した日	種 類	家 屋	
		住 宅	住宅以外
平成20年4月1日から令和9年3月31日	土 地	3%	4%

■ 次のような場合には課税されません(免税点)

課税標準となるべき額が次の場合には、課税されません。

○土地…10万円未満の場合

○家屋…① 新築、増築、改築によるものは、1戸につき23万円未満の場合
② 売買、交換、贈与等によるものは、1戸につき12万円未満の場合

■ 次のような場合には課税されません(非課税)

- ① 相続により不動産を取得した場合
- ② 宗教法人が、その法人の本来の用に供するために不動産を取得した場合
- ③ 学校法人が、直接保育又は教育の用に供するために不動産を取得した場合
- ④ 公共の用に供する道路や保安林、墓地の用地を取得した場合 等

■ 納める方法

● 納付手続と納税のご相談

府税事務所から課税標準額、税額等を記載した納税通知書兼納付書を送付しますので、その指定した期日(納期限)までに納付してください。

なお、納税通知書兼納付書を送付する前に「不動産取得税の課税について(お知らせ)」等により、予定税額や納期限等をお知らせします。

納期限までに完納できない場合は、物件地を所管する府税事務所納税課までご相談ください。納期限までに完納されない場合は、滞納となり延滞金がかかります。

■ 納める人

府内の小売販売業者及び消費者に、製造たばこの売り渡し等を行った人(日本たばこ産業㈱、たばこの輸入業者及び卸売販売業者)が納めます。

■ 納める額

売り渡し等をした製造たばこ本数(課税標準) × 税率 = 税額

● 税率

【製造たばこにかかる税率】

区 分	税 目	税 率(1,000本当たり)
府税	府たばこ税	1,070円
国税	たばこ税	6,802円
	たばこ特別税	820円
市町村税	市町村たばこ税	6,552円

■ 納める方法

卸売販売業者等が毎月末日までに前月分をとりまとめてなにわ北府税事務所に申告し、納めます。

※たばこ1箱に含まれる税金(1箱20本入580円のたばこの場合)

税抜価格 222.4円	市町村たばこ税 131.04円	府たばこ税 21.4円	たばこ税(国税) 136.04円	たばこ特別税 (国税) 16.4円	消費税 52.72円
----------------	--------------------	----------------	---------------------	-------------------------	---------------

(令和7年4月現在)

ゴルフ場利用税

■ 納める人

ゴルフ場を利用した人が納めます。ただし、次の1～6に該当する場合は非課税となります。

- 1 年齢18歳未満の人
- 2 年齢70歳以上の人
- 3 身体障がい者手帳等の交付を受けている人
- 4 国民スポーツ大会に参加する選手が当該国民スポーツ大会の競技又は公式の練習としてゴルフを行う場合
- 5 学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園を除きます。)の学生、生徒若しくは児童又はこれらの者を引率する教員が当該学校の教育活動としてゴルフを行う場合
- 6 国際競技大会に参加する選手が当該国際競技大会の競技又は公式の練習としてゴルフを行う場合

※ ただし、非課税の適用を受けるには、当該利用者が1から6のいずれかに該当することを証明する必要があります。

※ 学校教育法第1条に規定する学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学(短大を含みます。)及び高等専門学校のことです。

※ 国際競技大会は、閣議において決定又は了解されたものに限られます。

■ 納める額

● 税率

利用料金、ホール数等を基準とした等級により税率が定められています。

等 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
税率(1人1日につき)	1,200円	1,150円	1,000円	800円	650円	450円	350円

■ 納める方法

特別徴収義務者(ゴルフ場の経営者)が、利用料金と合わせて徴収し、毎月15日までに前月分をとりまとめてなにわ北府税事務所に申告し、納めます。

■ 納める人

以下の人が納めます。

- 1 特約業者又は元売業者から軽油の現実の納入を伴う引取りを行う人
- 2 軽油に軽油以外のものを混和して製造された軽油を販売した人
- 3 製造した軽油を消費又は譲渡した特約業者及び元売業者以外の人
- 4 自動車の燃料として軽油以外の燃料油を販売又は消費した人
- 5 軽油の輸入をした特約業者及び元売業者以外の人 等

■ 納める額

1キロリットルにつき……………(特例税率)32,100円 (本則税率)15,000円

原則として「特例税率」が適用されますが、揮発油の平均小売価格(注)が3か月連続して、1リットルにつき160円を超えることとなった場合には、財務大臣の告示を受け、「本則税率」が適用されます。

そして、その後、揮発油の平均小売価格が3か月連続して、1リットルにつき130円を下回ることとなった場合には、財務大臣の告示を受け、「特例税率」の適用が再開されます。

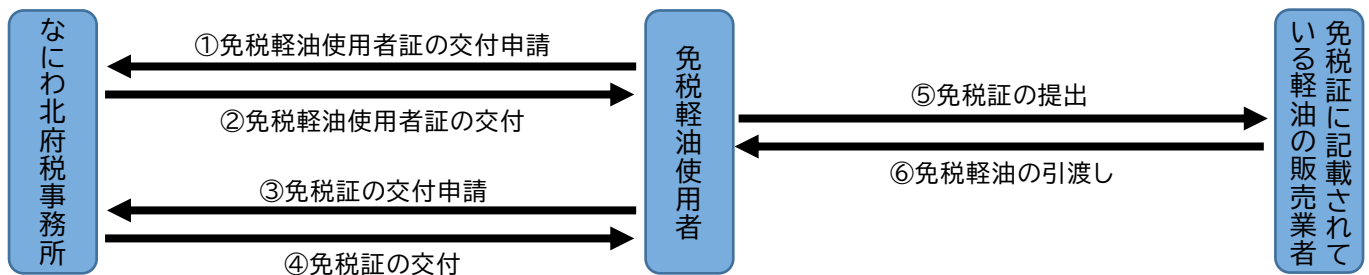
なお、当該規定は、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用が停止されています。

(注)「揮発油の平均小売価格」とは、小売物価統計調査規則第1条に規定する小売物価統計調査の各月の結果として公表された都市別の自動車ガソリンの小売価格(消費税込)を合計し、それを当該都市の数で除して得た額をいいます。なお、「小売物価統計調査」の結果は、[総務省のホームページ](#)で閲覧できます。

また、次の用途に軽油を使用する場合で、免税証の交付を受けた場合に免税となります。

- (1) 石油化学製品を製造する事業者がエチレン等の石油化学製品を製造するための原材料
- (2) 船舶(専らレクリエーションの用に供する船舶を除きます。)-鉄道・軌道用車両の動力源
- (3) 農業・林業用機械の動力源
- (4) 鉱物の掘採事業・とび土工工事業等のための用途 等

(注)上記(2)～(4)の免税措置については令和9年3月31日までとなっています。



■ 納める方法

上記1の人に課される税金は、特別徴収義務者(特約業者や元売業者)が軽油の代金と合わせて徴収し、毎月末日までに前月分をとりまとめてなにわ北府税事務所に申告し、納めます。

上記2～4の人に課される税金は、その人が毎月末日までに前月分をとりまとめてなにわ北府税事務所に申告し、納めます。

上記5の人に課される税金は、その人が軽油の輸入の時までに当該輸入分をなにわ北府税事務所に申告し、納めます。

■ 納める人

自動車を取得した人が納めます。

ただし、特殊自動車(ロードローラー、ブルドーザー等)と二輪車は課税対象となる自動車には含まれません。

なお、自動車の売買において、売主がその所有権を留保しているとき(割賦販売の場合)は、当該自動車の買主が取得者とみなされ、買主が納めます。

■ 納める額

自動車の取得価額(課税標準額) × 税率 = 税額

● 自動車の取得価額

自動車を取得するためにその対価として支払うべき金額で、自動車に付加して一体となっている物(例えば、ラジオ、ステレオ、カーナビ、エアコン等)の価額は含まれますが、スペアタイヤ、シートカバー、マット、標準工具等の付属物の価額は含まれません。

ただし、無償で取得した場合や縁故者から格安で買った場合等は、通常取引価額が取得価額となります。

なお、自動車の取得価額が50万円以下の場合は、免税となります。

● 税率

自動車税(環境性能割)は、その自動車の環境への負荷等の程度に応じて税率が決定します。具体的な税率については、府税のホームページ「府税あらかると」をご覧ください。

[大阪府 自動車税\(種別割\) 税額表](#)

検索

■ 納める方法

自動車の登録又は使用の届出の際に、自動車税事務所に自動車税(環境性能割・種別割)申告書を提出し、納めます。

■ 納める人

自動車の使用の本拠を府内に登録している自動車を所有している人が納めます。

自動車の売買において、売主がその所有権を留保しているとき(割賦販売の場合)は、当該自動車の買主が所有者とみなされ、買主が納めます。

自動車を譲渡(移転登録)した場合は、当該年度の自動車税(種別割)は旧所有者に、翌年度から新所有者に課税されます。

なお、二輪の小型自動車、軽自動車等については、市町村で軽自動車税(種別割)が課税されます。

※一定の要件に該当する身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者及び精神障がい者の方については、減免の制度がございます。詳しくは「自動車税(環境性能割・種別割)の減免のしおり」をご覧ください。

[大阪府 減免のしおり](#)
[検索](#)

■ 納める額

自動車の種別、用途、総排気量等によって税率(年税額)が定められていますが、自動車を新規に登録した場合や自動車を抹消する登録(廃車)をした場合には、月割計算により課税又は減額されます。詳しくは「自動車税(種別割)税額表」をご覧ください。

[大阪府 自動車税\(種別割\) 税額表](#)
[検索](#)

● 月割計算による課税

$$\text{年税額} \times \frac{\text{登録月の翌月から3月までの月数}}{12} = \text{月割税額 (100円未満の端数金額は切り捨てる)}$$

● 月割計算による還付

年税額から、上記の月割計算による課税額を差し引いた金額です。

■ 納める方法

● 申告

自動車を新たに所有する場合や、譲渡・廃車をした場合は、自動車税事務所に自動車税(環境性能割・種別割)申告書を提出しなければなりません。

● 納税

賦課期日(毎年4月1日)に自動車を所有している人は、4月から翌年3月までの1年分の税金(年額)を府から送付される自動車税(種別割)納税通知書で、5月に納めます。

新規登録時の月割計算による課税は、登録手続の際に自動車税(環境性能割・種別割)申告書を提出し、納めます。

● 納付書の交付について

自動車税(種別割)の納付書を窓口で交付する際には、自動車の登録番号と車台番号の下4桁を確認させていただきます。

■ グリーン化税制

環境負荷の小さい自動車に対しては自動車税(種別割)の軽減を行い、環境負荷の大きい自動車に対しては重課を行う制度です。

● 環境負荷の小さい自動車

初めて新規登録(以下、「新車新規登録」といいます。)をされた次表の自動車について、新車新規登録した翌年度の税率が軽減され、軽減された年度の翌年度以降は通常の税率で課税されます。(軽減されるのは1年度分のみです。)

区分	令和6年度に新車新規登録した場合 (令和7年度の税率が軽減されます。)	
電気自動車、一定の排出ガス基準を満たす天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車(自家用・営業用を問わない)	税率を概ね75%軽減	
ガソリン自動車、LPG自動車、クリーンディーゼル車(営業用乗用車に限ります。)	令和12年度燃費基準70%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	令和12年度燃費基準90%達成 かつ令和2年度燃費基準達成
	税率を概ね50%軽減	税率を概ね75%軽減

※「ガソリン自動車、LPG自動車」は平成30年排出ガス基準50%以上低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車に限ります。

※「クリーンディーゼル車」は平成30年排出ガス基準適合車又は平成21年排出ガス基準適合車に限ります。

● 環境負荷の大きい自動車

新車新規登録から11年を超えるディーゼル自動車及び13年を超えるガソリン自動車(LPG自動車を含みます。)の税率は概ね15%(一般乗合用以外のバス及びトラックは概ね10%)高くなります。

なお、電気自動車、天然ガス自動車(ガソリン又は軽油との併用車は除きます。)、メタノール自動車、ハイブリッド自動車(ガソリン)、一般乗合用バス、被けん引自動車は除きます。

令和7年度、重課対象となる自動車は右表のとおりです。初度登録については車検証にてご確認ください。

対象自動車	初度登録
ディーゼル自動車	平成26年3月31日以前
ガソリン・LPG自動車	平成24年3月31日以前

《インターネットで自動車税(種別割)納税通知書等の送付先の変更ができます!》

引越し等で住所が変わったときは、運輸支局等で住所変更の登録手続きが必要です。

直ちに登録の手続きができない場合は、インターネット(大阪府行政オンラインシステム)で自動車税(種別割)納税通知書等の送付先の変更手続きを行ってください。

住所変更の届出入力には、自動車の「登録番号」や「車台番号(下4桁)」が必要となりますので、車検証で確認してください。

なお、住民票を移しただけでは、新住所へ納税通知書等は送付されませんのでご注意ください。

[大阪府 自動車税\(種別割\)住所変更届](#)

検索

鉱区税



■ 納める人

府内の鉱区に対し、鉱業権（試掘権、採掘権）を有している人が納めます。

■ 納める額

区 分		税 率
①砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに年200円
	採掘鉱区	面積100アールごとに年400円
②砂鉱を目的とする鉱区		面積100アールごとに年200円
③石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱区		上記区分①の税率の3分の2

■ 納める方法

なにわ北府税事務所から送付する納税通知書（納付書）により、5月に納めます。

狩猟税



■ 納める人

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」による狩猟者の登録を受ける人が納めます。

※ 狩猟税は目的税でその収入は、鳥獣の保護及び狩猟に関する施策に要する費用に充てられます。

■ 納める額

免許の種類	種 別	税 率
第一種銃猟(注1)	① 府民税の所得割額の納付を要する人	16,500円
	② ①の人の同一生計配偶者又は扶養親族	
	③ 府民税の所得割額の納付を要しない人	11,000円
	④ ③の人の同一生計配偶者又は扶養親族	
	⑤ ②の人のうち、農林水産業に従事している人	
網猟 又は わな猟	⑥ 府民税の所得割額の納付を要する人	8,200円
	⑦ ⑥の人の同一生計配偶者又は扶養親族	5,500円
	⑧ 府民税の所得割額の納付を要しない人	
	⑨ ⑧の人の同一生計配偶者又は扶養親族	
	⑩ ⑦の人のうち、農林水産業に従事している人	
第二種銃猟(注2)		5,500円

(注1)第一種銃猟…装薬銃

(注2)第二種銃猟…空気銃

※ 第一種銃猟免許登録を受けた方が空気銃を使用する場合は、非課税となります。

※ 次の方が狩猟者の登録を受ける場合は、令和11年3月31日までの間に限り、狩猟税が軽減されます。

- ・ 対象鳥獣捕獲員、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者の方……課税を免除
- ・ 狩猟者登録申請書を提出する日前1年以内に許可捕獲等を行った方……上記税率に2分の1を乗じた税率

■ 納める方法

狩猟者の登録を受ける時に、登録申請書の提出と同時に納めます。

府が課する固定資産税(大規模償却資産)



■ 納める人

賦課期日(毎年1月1日)現在、大規模の償却資産(注1)でその価格が市町村の課税限度額(注2)を超える償却資産を所有している法人等が納めます。

(注1) 一の市町村に所在する一の納税義務者が所有する償却資産で、固定資産税の課税標準となるべき額の合計額が課税定額(市町村の人口の区分により定められている一定の金額)を超えるものをいいます。

(注2) 市町村が課税することができる限度額をいいます。この額は課税定額を原則としますが、市町村の財政事情によりこの課税定額を増額する特例があり、この場合、限度額は増額後の額になります。

■ 納める額

市町村の課税限度額を超える部分の金額(課税標準額) × 税率(標準税率1.4%) = 税額

※ 市町村の課税限度額までの金額は、市町村が課税することとなります。

■ 納める方法

● 申告

毎年1月31日までに、府税事務所へ申告します。

● 納税

府から送付される納税通知書(納付書)により4月、7月、12月及び2月の年4回に分けて納めます。

※ 特別の事情により別に納期を定める場合があります。

宿泊税



大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、平成29年1月から法定外目的税として宿泊税を導入しています。

■ 納める人

府内のホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊及び住宅宿泊事業に係る施設に宿泊する人が納めます。

■ 納める額

【令和7年8月31日以前】

宿泊料金(1人1泊)	税率
7,000円未満	課税されません
7,000円以上15,000円未満	100円
15,000円以上20,000円未満	200円
20,000円以上	300円

【令和7年9月1日以降】

宿泊料金(1人1泊)	税率
5,000円未満	課税されません
5,000円以上15,000円未満	200円
15,000円以上20,000円未満	400円
20,000円以上	500円

※ 宿泊料金とは、食事料金や消費税等を含まない料金(いわゆる素泊まりの料金)と、宿泊に伴う任意性のない料金(サービス料、清掃料等)をいいます。

■ 納める方法

特別徴収義務者(ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊及び住宅宿泊事業に係る施設の経営者)が、宿泊者から宿泊料金と合わせて徴収し、毎月末日までに前月分をとりまとめてなにわ北府税事務所に申告し、納めます。

府税を納めるには



府税は、各府税事務所(令和7年9月30日で原則取扱終了)のほか、以下の場所や方法で納めることができます。

金融機関

(令和7年5月1日現在)

納付できる店舗等	区 分	名 称
国内に所在する 全店舗	銀行	りそな、三菱UFJ、三井住友、あおぞら、みずほ、SBI新生、関西みらい、池田泉州、北陸、北國、大垣共立、十六、三十三、百五、滋賀、京都、南都、紀陽、但馬、鳥取、中国、山口、阿波、百十四、伊予、四国、肥後、大分、鹿児島、東京スター、富山第一、あいち、名古屋、徳島大正、みなと、香川、愛媛、高知
	労働金庫	近畿
府内に所在する 店舗等	信用金庫	信金中央金庫、大阪、大阪厚生、大阪シティ、大阪商工、永和、北おおさか、枚方、尼崎、京都
	信用組合	全国信用協同組合連合会、大同、成協、大阪協栄、大阪貯蓄、のぞみ、大阪府医師、近畿産業、ミレ
	農業協同組合	大阪府信用農業協同組合連合会、北大阪、高槻市、茨木市、大阪北部、大阪泉州、いずみの、堺市、大阪南、大阪中河内、グリーン大阪、北河内、大阪東部、九個荘、大阪市
	ゆうちょ銀行	大阪府内の各郵便局
「地方税統一QRコード」に 対応する金融機関		上記以外の地方税共同機構が指定する金融機関(府外のゆうちょ銀行を含みます。)
インターネット専業銀行(※)		PayPay、楽天

※口座振替のみ対応しています。

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

コンビニエンスストア等

コンビニエンスストア収納用のバーコードの印刷がある納付書(30万円以下のもの)については、以下の国内のコンビニエンスストア等で府税を納めることができます。

※ コンビニエンスストア等で納付(納入)される場合は、レジにて必ずレシートをお受取ください。

● 対象税目

自動車税(種別割)、個人事業税、不動産取得税、法人二税、軽油引取税、府民税利子割、府民税配当割、府民税株式等譲渡所得割、ゴルフ場利用税、宿泊税、府たばこ税(手持品課税は除きます。)(令和7年5月1日現在)

セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデリーストア、ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデリーストア、ローソン、MMK設置店(※)

※ MMK設置店とは、MMK(マルチメディアキオスク)端末が設置されているスーパーマーケットやドラッグストア等の店舗のことです。

「地方税統一QRコード」を利用した納付

「地方税統一QRコード」の印刷がある納付書については、スマートフォン決済アプリやクレジットカード、インターネットバンキングなど、様々な納付方法をお選びいただけます。手続の詳細やお問合せ先は、府税のホームページをご覧ください。

● 対象税目

法人二税・個人事業税・不動産取得税・自動車税(種別割)・自動車税(環境性能割)・軽油引取税・ゴルフ場利用税・府民税利子割・府民税配当割・府民税株式等譲渡所得割・宿泊税・府たばこ税(手持品課税は除きます。)

※ 法人二税、軽油引取税、ゴルフ場利用税、府民税利子割、府民税配当割、府民税株式等譲渡所得割、宿泊税、府たばこ税(手持品課税は除きます。))について、納税義務者(特別徴収義務者)が税額を記入して納税する「手書き納付書」は、「地方税統一QRコード」に対応していません。ただし、申告期限の1週間前までに管轄の府税事務所へ申告書が届いており、納付書の発行依頼があった場合は、「地方税統一QRコード」対応の納付書の送付(交付)が可能となります。

● 利用可能な納付方法

スマートフォン決済アプリによる納付、Pay-easy(ペイジー)を利用した納付(インターネットバンキング又はペイジー番号を発行し、ATM等を利用する納付)又はクレジットカード納付

※ 上記の納付方法のほか、口座引き落とし(ダイレクト納付)が可能です。ただし、ご利用にはeLTAX利用者IDによる「地方税お支払サイト」へのログイン及び口座登録が必要です。なお、個人の方の場合、納付目的で新規にeLTAX利用者IDを作成することはできません。

また、上記の納付方法においては領収証書の発行は行いません。領収証書が必要な場合は、金融機関、コンビニエンスストア等でご納付ください。

[地方税お支払サイト よくあるご質問](#)

検索

≪スマートフォン決済アプリによる納付≫

[大阪府 スマホ 納税](#)

検索

● 利用可能なスマートフォン決済アプリ

最新の利用可能なスマートフォン決済アプリなどの詳細については、「地方税お支払サイト」の「よくあるご質問」をご覧ください。

[地方税お支払サイト スマートフォン決済アプリ一覧](#)

検索

● 納付方法

①スマートフォン等にアプリをダウンロードし、必要事項の事前登録等を行います。

②アプリを起動し、「地方税統一QRコード」を読み取ることで、ご納付いただけます。

※ 領収証書の発行は行いません。領収証書が必要な場合は、金融機関、コンビニエンスストア等でご納付ください。

≪Pay-easy(ペイジー)を利用した納付≫

[大阪府 ペイジー](#)

検索

● 納付方法

スマートフォンやパソコンで納付書裏面の二次元コードから「地方税お支払サイト」にアクセスし、画面案内に従って、納付書表面の「地方税統一QRコード」の読み取り、若しくは納付書に記載された「eL番号」を入力することでご納付いただけます。納付方法の詳細については、「地方税お支払サイト」をご確認ください。

[地方税お支払サイト よくあるご質問](#)

検索

● インターネットバンキングを利用して納付する場合

①「地方税お支払サイト」の「お支払い方法」で「インターネットバンキング」を選択します。

②画面案内に従って必要事項等を入力し、各金融機関のリンクをクリックします。

③表示された金融機関のWebサイトでインターネットバンキングにより支払手続を行うことができます。(あらかじめ各金融機関と契約をしておく必要があります。)

※ 納付手続は「eLTAX」のサービス利用可能時間内のみ可能です。また、eLTAX利用者IDによる「地方税お支払サイト」へのログインなしで利用する場合、メールアドレスの入力が必要です。なお、個人の方の場合、納付目的で新規にeLTAX利用者IDを作成することはできません。

● ペイジー番号を発行し、ATM等を利用して納付する場合

①「地方税お支払サイト」の「お支払い方法」で「ペイジー番号を発行し当サイト以外(ATM等)で支払う」を選択します。

②画面案内に従って必要事項等を入力し、「納付情報詳細へ」ボタンをクリックします。

③「納付情報詳細」画面に表示される「ペイジー情報」の収納機関番号、納付番号、確認番号及び納付区分を用いて、ATMやインターネットバンキング等でご納付ください。

※ 納付手続は「eLTAX」のサービス利用可能時間内のみ可能です。また、eLTAX利用者IDによる「地方税お支払サイト」へのログインなしで利用する場合、メールアドレスの入力が必要です。なお、個人の方の場合、納付目的で新規にeLTAX利用者IDを作成することはできません。

≪クレジットカード納付≫

● 利用可能なクレジットカード



(令和7年5月1日現在)

[大阪府 クレジットカード 納税](#)

検索

● 納付方法

①スマートフォンやパソコンで納付書裏面の二次元コードから「地方税お支払サイト」にアクセスし、画面案内に従って、納付書表面の「地方税統一QRコード」の読み取り、若しくは納付書に記載された「eL番号」を入力します。

②「地方税お支払サイト」の「お支払い方法」で「クレジットカード」を選択します。

③画面案内に従って表示されるWebサイトにアクセスし、クレジットカード情報等を入力してご納付ください。

※ 納付金額のほかにシステム利用料がかかります。詳細については、「地方税お支払サイト」をご確認ください。

※ eLTAX 利用者 ID による「地方税お支払サイト」へのログインなしで利用する場合、メールアドレスの入力が必要です。なお、個人の方の場合、納付目的で新規に eLTAX 利用者 ID を作成することはできません。

[地方税お支払サイト よくあるご質問](#)

検索

「地方税お支払サイト」へは、右記の二次元コードからアクセスしてください！



■ 口座振替(個人事業税のみ対応)

個人事業税は、口座振替により納付することができます。詳しくは、府税事務所へお問い合わせください。

取扱税目	個人事業税
取扱金融機関	府税の収納事務を取り扱う銀行・労働金庫、府内にある信用金庫、信用組合、農業協同組合の本・支店、インターネット専門銀行 ※ゆうちょ銀行(郵便局)では取り扱いできません。 ※詳しくは府税のホームページをご覧ください。
取扱預金口座	普通預金、当座預金、納税準備預金
申込手続	「大阪府税預金口座振替依頼書兼大阪府税預金口座振替停止届」に必要事項を記入し、預金通帳使用印鑑を押印の上、申し込んでください。 お申込みからおおむね3か月後の納付分から口座振替が開始されます。 なお、定期課税分の納期限は、8月末日(第1期分)と11月末日(第2期分)です。
振替日	納期限の日にご指定の預金口座から振り替えられます。 [ご注意]振替日に預金不足の場合は、振替不能となり、口座振替の取扱いができません。

※「大阪府税預金口座振替依頼書兼大阪府税預金口座振替停止届」は、各府税事務所の窓口へ備え付けているほか、府税のホームページからもダウンロードできます。また、8月に送付いたします納税通知書にも同封しています。

[府税 口座振替関係申請書](#)

検索

※ 口座振替が完了したことの確認は、預金通帳をお願いします。また、税務署への申告の際には、領収証書等の府税を納付したことを証する書類を提示する必要はありません。

なお、口座振替が完了したことを確認する書面が必要な場合には、随時所管の府税事務所にお申し出ください。

「口座振替済確認書」を発行いたします。

※ 金融機関によっては、一定期間振替(課税)がなかった場合は、再度口座振替の申込みが必要な場合があります。

府税の納付は、キャッシュレスが便利です

- 令和7年9月30日をもって、各府税事務所内の指定金融機関派出窓口を廃止します。(※)
- 上記に伴い、令和7年10月1日以降、各府税事務所窓口で府税の納付は原則できません。
- 府税を現金で納付される場合は、金融機関窓口又はコンビニエンスストア等をご利用ください。



©2014 大阪府もずやん

※大阪運輸支局、自動車検査登録所の敷地内の大阪自動車税事務所各分室は除きます。

[大阪府税 納税](#)

検索

延滞金



納期限までに府税を完納されない場合は滞納となり、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、滞納額（これに1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に次の割合を乗じて計算した延滞金がかかります。

○納期限の翌日から1か月を経過する日まで …… 年 7.3%（注1）（注2）（注3）

○納期限の翌日から1か月を経過した日以後 …… 年14.6%（注1）（注2）

（注1）平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、延滞金の割合は「各年の前年12月15日までに租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示した割合に年1%の割合を加算した割合」が年7.3%に満たない場合は、その年の割合（以下、「特例基準割合」といいます。）を計算の基として、納期限の翌日から1か月を経過する日までは「特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（年7.3%を上限）」となり、納期限の翌日から1か月を経過した日以降は「特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合」となります。

（注2）令和3年1月1日から、延滞金の割合は、「各年の前年11月30日までに租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示した割合に年1%の割合を加算した割合」が年7.3%に満たない場合は、その年の割合（以下、「延滞金特例基準割合」といいます。）を計算の基として、納期限の翌日から1か月を経過する日までは「延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（年7.3%を上限）」となり、納期限の翌日から1か月を経過した日以降は「延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合」となります。

（注3）納期限の翌日から1か月を経過する日までの延滞金の割合は、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、各年の前年11月30日を経過するときの日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%に満たない時は、その割合とします。

延滞金の割合(平成26年以後)	年7.3%の割合	年14.6%の割合
平成26年1月1日から平成26年12月31日	2.9%	9.2%
平成27年1月1日から平成28年12月31日	2.8%	9.1%
平成29年1月1日から平成29年12月31日	2.7%	9.0%
平成30年1月1日から令和2年12月31日	2.6%	8.9%
令和3年1月1日から令和3年12月31日	2.5%	8.8%
令和4年1月1日から令和7年12月31日	2.4%	8.7%

滞納処分



府税を滞納すると督促状の発付等、納税の催告が行われます。それでもなお完納されない場合は、貴重な財源である大切な府税を確保するため、また、納期限までに完納された方との公平性を保つため、やむを得ず滞納処分（差押え等）が行われることとなります。

■ 府税の減免

次の場合は、申請により府税が減免されることがあります。

- 個人事業税……………生活保護法により生活扶助を受けている場合や災害等の被害を受けた場合
- 不動産取得税……………◎災害により滅失した不動産の代替不動産を取得した場合
◎取得した不動産が、取得直後に災害により滅失等した場合
- 自動車税(環境性能割・種別割)…身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者及び精神障がい者の方が日常生活を営む上で不可欠な自動車で一定の要件に該当する場合(1人1台に限ります。)等

■ 納税の猶予

下記に該当する場合は、申請に基づき、府税の納税が1年以内の期間に限り猶予されることがあります。申請は、当該府税を担当する府税事務所・大阪自動車税事務所にて行ってください。

なお、納税の猶予がされた場合は、その期間中の延滞金が一定の割合で免除されます。

- 徴収猶予……………災害や盗難、病気、負傷、事業の休廃止等により、府税を一時に納めることができないときは、徴収猶予が認められる場合があります。
- 換価の猶予……………府税を一時に納めることにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある等一定の要件に該当するときは、換価の猶予が認められる場合があります。
なお、申請による換価の猶予は、猶予を受けようとする府税の納期限から6か月以内に申請してください。

※ 詳しくは、府税のホームページをご覧ください。

[府税 納税の猶予](#)

検索

審査請求

府税事務所長、自動車税事務所長等が行った課税や徴収の処分等について不服がある場合は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して原則として3か月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。

この場合、審査請求書は、なるべく当該府税事務所等を経由して提出してください。

なお、審査請求に係る処分等又は裁決について不服がある場合は、原則として審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は、大阪府知事となります。)裁判所に処分の取消訴訟を提起することができます。

納税証明書は、最寄りの府税事務所で交付を受けることができます。

※ 税務局及び大阪自動車税事務所では、交付しておりませんのでご注意ください。

■ 窓口で申請する場合に必要なもの(自動車税(種別割)納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)を除きます。)

○ 納税証明書交付請求書

各府税事務所の窓口にて備え付けているほか、府税のホームページからもダウンロードできます。

[大阪府 ビピッとネット 納税証明書交付請求書](#)

検索

○ 交付手数料

1件につき400円の手数料が必要です。請求事項、税目、年度(事業年度)ごとに各1件と計算します。
手数料は窓口にて現金でお支払いいただきます。

○ 本人確認書類

窓口に来た方が、納税者又はその代理人であることの本人確認をさせていただきます。
(本人確認のための書類提示については、下記「納税証明書を請求される方へ」を参照してください。)

○ 委任状

代理人の方が納税証明書の交付を請求される場合には、納税証明書交付請求書の委任欄にご記載いただくか、委任状が必要です。

≪ 納税証明書を請求される方へ ≫

個人情報保護等の観点から、納税証明書の請求の際には、本人確認書類の提示をお願いします。
本人確認書類の提示がない場合は、納税証明書を交付できない場合があります。

● 本人確認のため窓口で提示していただく書類(原本)

運転免許証、旅券(パスポート)、特別永住者証明書、在留カード、国民年金証書(手帳)、母子健康手帳、身体障がい者手帳、マイナンバーカード、社員証、学生証、その他公の機関が発行した資格証明書又はそれに準じるもの

※ 納税証明書は、納税者の皆様の大切な情報を証明するものです。本人確認書類の提示は、皆様の個人情報等を保護するための措置ですので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

■ 自動車税(種別割)納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)について

○ 自動車税(種別割)の納税確認の電子化

大阪府では、車検を受ける運輸支局等との間で電子的に自動車税(種別割)の納税情報を確認する仕組みを構築し、自動車税(種別割)の完納が確認できる場合は、原則、車検時に自動車税(種別割)納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)の提示を省略することができます。

※ 納税証明書の提示が省略できるのは、自動車税(種別割)の未納(延滞金を含みます。)がない場合に限りです。

※ 運輸支局等への納税情報の提供には自動車税(種別割)の納税後1週間程度かかります(金融機関等からの納付済の連絡や、システム処理により2、3日前後する可能性があります。)。したがって、その間に車検を受けられる方は、運輸支局等で電子的に納税確認ができませんので、これまでどおり府が発行する納税証明書の提示が必要です。

※ 自動車税コールセンター(0570-020156)において、自動車税(種別割)の完納確認ができますのでご利用ください。その際、本人確認のため、自動車の登録番号及び車台番号(下4桁)が必要です。

※ 完納確認ができた当日に車検を受ける場合は、納税証明書の提示を求められることがありますので、車検受け前日までに完納確認をお願いします。

※ 納税情報の確認にあたって大阪府から運輸支局等に提供する情報は①自動車登録番号②車台番号(下4桁に限りです。)(③自動車税(種別割)の納税状況(完納又は未納かどうか。))です。住所、氏名、税額等の情報は提供しません。

なお、運輸支局等への納税情報の提供を希望されない場合は、書面による申出により、情報の提供を中止し、電子確認ができないように対応します。詳しくは、自動車税コールセンター(0570-020156)までお問い合わせください。